

## 第3章 最終評価のまとめ

### 3.1 社会情勢の変化

現行基本構想の策定以降、バリアフリー法の改正や関連法の制定など、バリアフリーを取り巻く社会情勢が変化しています。令和7年度に改定するバリアフリー基本構想（以下、改定基本構想）では、これらの内容を十分に踏まえた検討が必要です。

#### 3.1.1 バリアフリー法の改正

平成30年にバリアフリー法が改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明記して基本理念が示されるとともに、新たに「移動等円滑化促進方針（以下、マスタープラン）」の枠組みが設けられました。マスタープランでは、具体的なバリアフリー化事業の位置づけが困難な地区においても、多様な視点から方針を示すことができる枠組みとなっています。

また、令和2年の改正では、心のバリアフリーのさらなる推進（教育啓発特定事業の追加）やバリアフリー情報の収集に関する事項が明記されたほか、公共交通事業者に対するソフト基準（役務の提供）や利用者への広報・啓発など、ソフト施策に関する記載の充実が図られています。

さらに、各種移動等円滑化基準やガイドラインの改正も進められ、これに合わせて東京都の条例等も改正されています。

国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針は、令和7年度末までの各施設等のバリアフリー化の目標を定めていましたが、令和12年度までの目標が新たに示されていることについても留意が必要です。

#### 3.1.2 関連法の制定

現行基本構想策定後、平成28年には「障害者差別解消法」（令和3年の改正により合理的配慮の提供が義務化）、平成30年には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（以下、ユニバーサル社会実現推進法）」、令和6年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、認知症基本法）」が施行されるなど、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現の重要性はますます高まっています。

また、令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、令和7年に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、誰もが必要とする情報を取得でき、円滑にコミュニケーションを図ることの必要性が認識されています。

#### 3.1.3 文京区の新たな条例の制定

本区では、令和6年に「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定し、全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

## 3.2 事業種ごとの評価

これまでの内容を踏まえ、最終評価として事業実施後の状況やさらなる改善のための提案を以下に示します。

### 3.2.1 公共交通特定事業

#### (1) 事業実施後の状況

- 全ての鉄道駅で地上からホームまでの係員の対応が不要なバリアフリー経路が確保され、ホームドア又は可動式ホーム柵の整備が完了しました。さらにバリアフリー経路の増設（2 ルート目の確保やホーム間移動のバリアフリー化等）が図られ、安全性・利便性が向上しました。
- 一般トイレの洋式化や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアなど）の設置、車いす使用者用トイレへの大型ベッドの設置など、車いす使用者用トイレの利用の集中を防ぐための機能分散や、多様な利用者に配慮した設備の充実が進みました。
- 案内表示についてもバリアフリー経路・ピクトグラムを表示や、触知案内図・デジタルサイネージの設置が進み、わかりやすさが向上しました。
- 路線バスについては、基本構想策定時より区内の全ての路線バスがノンステップバスとなっていました。より利用しやすい車両への代替に向けた検討や、既存上屋の更新、広告付き上屋の新設、バス停留所の案内の充実などが進むとともに、車内ステッカーなどによる利用者への啓発も継続的に実施されています。
- 公共交通の状況について、アンケート調査では、10年前より良くなった、という回答者が一定数いるにもかかわらず、全体としての満足度は10年前より下がっていることから、バリアフリーとして社会的に求められる水準が上がっていることが推察されます。
- 公共交通に対する区民ニーズについて、施設面では基本的なバリアフリーの基準を満足していますが、鉄道駅において改札口が無人となる状況が増えている中で、人的対応に対するニーズが高まっており、バリアフリー法やバリアフリー整備ガイドラインの改正の動きとも合致しています。

## (2) さらなる改善のための提案

- 中間評価では、共通の配慮事項として以下の項目が追加されており、これを踏まえた特定事業の充実が必要です。

### ① 旅客施設（鉄道駅） ※オレンジ色の箇所：中間評価での更新箇所

項目	共通の配慮事項
①通路	動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保（ <b>輝度比が確保された</b> 視覚障害者誘導用ブロックの配置）する。
⑤トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、 <b>大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、わかりやすいボタン配置</b> など）。
	車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、 <b>左右反転タイプ</b> の便座を用意するなど、 <b>左麻痺・右麻痺</b> などの利用者に配慮する。
	異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、 <b>男女共用</b> トイレを整備することが望ましい。
⑥案内設備	壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、 <b>弱視者</b> 等が空間把握しやすいように配慮する。
	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用・ <b>多言語化された</b> 大きくわかりやすい案内表示を設ける。

- 今後は引き続き、未完了の特定事業を着実に実施するとともに、バリアフリー経路の2ルート目の確保や、無人改札口における多様な利用者に配慮した環境整備、一般トイレへのオストメイト対応設備の整備をさらに進める必要があります。
- 情報のバリアフリーの推進に向けて、公共交通事業者等のウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティへの配慮や、駅のバリアフリー情報の提供を進める必要があります。
- バリアフリー法の改正に伴い、公共交通移動等円滑化基準に新たに追加された役務の提供に関する基準（ソフト基準）に留意した人的対応・心のバリアフリーのさらなる推進が必要です。

### 3.2.2 道路特定事業

#### (1) 事業実施後の状況

- 道路特定事業における短期・中期事業着手率は97%となっており、概ね計画通り事業が進捗しています。
- 沿道施設の整備に合わせた歩道の勾配の緩和や、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修、路側帯のカラー化、自転車通行空間の整備などが進みました。
- 案内表示に関しては、QRコードを用いて近隣の名所等の詳細を確認できるなど、さらなる内容の充実が図られました。
- 区の特徴である坂道のバリアフリー化については、手すりの設置や助け合いの意識を喚起する標識の設置等が進みました。
- 自転車利用に関する制度・計画として、道路交通法の改正に伴う自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入の決定や、文京区自転車活用推進計画の策定が行われました。
- 道路の状況について、アンケート調査では、満足度は10年前と同程度でしたが、地域懇談会では、特に視覚障害者にとって、信号機の改良やエスコートゾーン、視覚障害者誘導用ブロックの設置による改善が実感できていることがうかがえ、実際の整備推進の状況と合致しています。
- 道路に対する区民ニーズについて、整備未完了の路線における課題が引き続き指摘されているほか、管理者境界部における連続的なバリアフリー化など、よりきめ細かな対応を求める意見が出されており、継続的な改善が求められています。

## (2) さらなる改善のための提案

- 中間評価では、共通の配慮事項として以下の項目が追加されており、これを踏まえた特定事業の充実が必要です。

### ① 歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
①整備	バス停留所を設置する歩道は、バスに円滑に乗降できる高さとし、 <b>輝度比が確保された</b> 視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者と連携)
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮し、 <b>輝度比が確保された</b> 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。(関係事業者と連携)
	<b>歩道の安全性を高めるため、自転車ネットワーク路線の通行空間整備を推進する。</b>
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内・ <b>多言語化</b> など）。

### ② 歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
①整備	自転車ネットワーク路線の通行空間整備を推進する。
②安全対策	長く続く坂道では、滑りにくい舗装に配慮するとともに、必要に応じて <b>2段手すり</b> の設置などを検討する。また、道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内・ <b>多言語化</b> など）。

- 今後は引き続き、未完了の特定事業を着実に実施するとともに、沿道施設との接続や道路管理者間の連携も考慮した特定事業の実施や、自転車利用者の交通ルール遵守・マナー向上を進めていくことが必要です。

### 3.2.3 建築物特定事業

#### (1) 事業実施後の状況

- 公共施設だけでなく、民間施設においても、トイレやエレベーターの整備、スロープの設置による段差解消、案内設備の整備などが進みました。
- 特にトイレについては、多くの施設で和式トイレの洋式化が図られたほか、男女共用トイレの整備や、車いす対応トイレの増設が図られた例も見られました。
- ソフト事業について、職員・従業員等の研修や意識啓発、筆談具や案内表示の設置などの比較的实施しやすい事業は、早期に着手され、継続的な取組が進められています。
- 建築物の状況について、アンケート調査では、10年前と比較して全般に満足度が向上しました。特に保健施設・病院の評価が大きく伸びており、日本医科大学付属病院や旧東京医科歯科大学病院などで大規模改修が進んだことにより、改善が実感できていることがわかります。
- 建築物に対する区民ニーズについて、窓口対応やコミュニケーションに関する意見が出されており、合理的配慮の考え方を踏まえた人的対応や、ICT機器等の活用も含めた接遇の改善が、引き続き求められています。

## (2) さらなる改善のための提案

- 中間評価では、共通の配慮事項として以下の項目が追加されており、これを踏まえた特定事業の充実が必要です。

項目	共通の配慮事項
①出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続し、 <b>輝度比が確保された</b> 視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
③上下移動	階段には両側に <b>2段手すり</b> を設け、行先を点字で表示するとともに、 <b>手すりの端部は巻き込むようにする</b> 。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、 <b>大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、わかりやすいボタン配置</b> など）。
	車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、 <b>左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する</b> 。
	<b>異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい</b> 。
	<b>壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、弱視者等が空間把握しやすいように配慮する</b> 。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用・ <b>多言語化された</b> 大きくわかりやすい案内表示を設ける。

- 今後、未完了事業の着実な実施に取り組むとともに、一般トイレへのオストメイト対応設備の設置や、窓口における多様な利用者に配慮した環境整備を進める必要があります。
- 情報のバリアフリーの推進に向けて、施設のウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティへの配慮や、施設のバリアフリー情報の提供を進める必要があります。
- バリアフリー法の改正により、新たに対象施設となった公立小中学校等のバリアフリー化の推進や、各種基準・整備ガイドラインの改正内容（車いす使用者用便房の複数化、車いす使用者用客席の設置数拡充及び同伴者席のスペース確保、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等）を踏まえた整備の推進を図る必要があります。

### 3.2.4 都市公園特定事業

#### (1) 事業実施後の状況

- 主要な園路の平坦化や車止めの再配置、視覚障害者誘導用ブロックの設置が進み、視覚障害者や車いす利用者などが円滑に移動できるような環境整備が図られています。
- バリアフリー経路や園路の勾配、幅員などのバリアフリー情報が掲載されたパンフレットやウェブサイト等も増え、トイレへの音声案内が設置されるなど、利用者への情報提供の充実が図られています。
- 公園内のトイレについて、十分な広さを確保し、オストメイト対応設備やベビーベッド、着替え台などの機能が備わった車いす利用者用トイレが整備され、基本的なバリアフリー整備が進んでいます。また、一般便房へのベビーチェアや幼児用便座の整備が進み、機能分散が図られています。
- 公園の状況について、アンケート調査では、10年前と比較して満足度が向上しています。
- 公園に対する区民ニーズについて、車止めの配置やトイレの整備、緊急時の情報提供に関する意見が上がっており、引き続き、設備の改善が求められています。

## (2) さらなる改善のための提案

- 今後は引き続き、未完了の特定事業を着実に実施するとともに、以下に示す中間評価で更新した共通の配慮事項を踏まえた特定事業の充実が必要です。

項目	共通の配慮事項
①出入口	歩道上から出入口、主要な施設まで連続し、 <b>輝度比が確保された視覚障害者誘導用ブロック</b> を設置する。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、 <b>大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、わかりやすいボタン配置</b> など）。
	車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、 <b>左右反転タイプ</b> の便座を用意するなど、 <b>左麻痺・右麻痺</b> などの利用者に配慮する。
	異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、 <b>男女共用トイレを整備</b> することが望ましい。
	車いす使用者用トイレの利用の集中を分散するため、 <b>一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備</b> を設置する（ <b>ベビーチェアや幼児用便座</b> など）。
	車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける <b>荷物台や荷物掛け</b> は、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、 <b>低い位置</b> に設置する。
	壁や手すり等の色に <b>コントラスト</b> を設けることにより、 <b>弱視者等が空間把握しやすい</b> ように配慮する。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける（必要に応じて <b>点字表示・音声案内・多言語化</b> など）。

- 今後は引き続き、未完了の特定事業を着実に実施するとともに、一般トイレへのオストメイト対応設備の設置や、窓口における多様な利用者に配慮した環境整備を進める必要があります。
- 情報のバリアフリーの推進に向けて、施設のウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティへの配慮や、施設のバリアフリー情報の提供を進める必要があります。
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月改訂第2版）では、自然環境や人文資源等に関する検討の必要性が示されています。区内には保全が必要な自然環境や文化財を含む公園が多く、これらについて、移動等円滑化基準に即した整備が難しい場合は、代替となる施設整備や情報提供、利用支援の充実が求められます。
- 各種基準・整備ガイドラインの改正内容（車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等）を踏まえた整備の推進を図る必要があります。

### 3.2.5 交通安全特定事業

#### (1) 事業実施後の状況

- 事業全体着手率及び短期・中期事業着手率ともに 100%となっており、区内全域において、バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式など）の整備が順次進められています。
- 横断歩道・信号機の状況について、アンケート調査では、10年前と比較して満足している人と満足していない人の割合がいずれも減少し、「気にしたことがない・わからない」を選択した回答者の割合が大きく増加しており、信号機等の整備が進んだことで、日常的に課題を意識する機会が減少していることがわかります。
- 横断歩道・信号機に対する区民ニーズについて、横断歩道の維持管理やエスコートゾーンの整備、利用者のマナー、バリアフリー対応型信号機の整備・運用に関する意見が出ており、引き続き、交通安全施設の維持管理や、バリアフリー対応型信号機の整備、利用者へのマナー啓発を推進することが必要です。

#### (2) さらなる改善のための提案

- 中間評価では、共通の配慮事項として以下の項目が追加されており、これを踏まえた特定事業の充実が必要です。

項目	共通の配慮事項
①信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式、高度化 PICS 対応型信号機など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。

- 今後は引き続き、道路管理者との連携や当事者の要望に応じたバリアフリー整備（音響式信号機等やエスコートゾーンの整備）や、整備後の適切な運用・維持管理、違法駐車車両に対する指導・取締り等の推進が重要です。

### 3.2.6 その他の事業

#### (1) 事業実施後の状況

- その他の事業は、後楽公園や御茶の水橋際公衆便所などの公園・公衆便所の事業が多くを占めており、都市公園特定事業と同様に、園路のバリアフリー化や案内表示の改善、トイレの整備等が図られています。

#### (2) さらなる改善のための提案

- 今後は、車いす利用者用トイレの弱視者でも内部の様子が分かりやすいようなコントラストの確保等が求められます。

### 3.3 区全体の評価

現行基本構想の「心のバリアフリーの推進」に挙げられている取組例や「区の特성에応じたソフト施策等の推進」で挙げられている、配慮すべき事項や今後取り組むべき事項について、庁内各所管に照会を行い、実施状況の整理を行いました。

#### 3.3.1 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーの推進にあたり、現行基本構想で示された内容を踏まえ、区では以下の取組を実施しています。

##### <区的主要な取組>

- ① 障害等への理解を深めるための職員研修や人権研修の継続的な実施  
・ 障害者や認知症当事者などへの接遇研修など
- ② 区民等への心のバリアフリーの継続的な推進・啓発  
・ 啓発パンフレットの作成、ボランティア事業や区内店舗支援事業等の実施にあわせた心のバリアフリーの推進など
- ③ 学校教育における公立小中学生への心のバリアフリーの継続的な推進
- ④ 区民が利用する施設における積極的な人的支援の実施やサービスの充実
- ⑤ 地区別計画策定時における民間事業者への心のバリアフリー・人的対応に関する事業の積極的な位置づけの依頼

また、心のバリアフリーの言葉の認知度について、アンケート調査では、10年前と比較して下がっていますが、心のバリアフリーを意識した行動は高い割合で実施されています。地域懇談会においても、当事者から、公共交通での職員対応の充実や周囲の人からの声掛けの増加などを実感しているとの声が上がっています。

さらに、心のバリアフリーに関するニーズについて、各施設において個々人に合わせた対応が必要という意見が多く、合理的配慮への意識がうかがえることから、引き続き、社会全体で課題の解決を図る「障害の社会モデル」の考え方をより浸透させていくことが求められます。

そして、バリアフリー法の改正により、教育啓発特定事業が位置づけられたことを踏まえた取組を進める必要があります。

これらを踏まえて、今後も、心のバリアフリーの推進・啓発を行うとともに、教育啓発特定事業の設定を民間事業者にも積極的に依頼することで、全区的な心のバリアフリーの推進を図る必要があります。

### 3.3.2 観光・情報のバリアフリー、公共サイン整備

観光・情報のバリアフリーの推進にあたり、現行基本構想で示された内容を踏まえ、区では以下の取組を実施しています。

#### <区の主な取組>

- ① 「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の制定・施行、普及活動の実施
- ② “開かれた議会”を実現するための取組の実施（議会開催時：手話通訳者・要約筆記者の派遣、リアルタイム字幕システム・ヒアリンググループの設置、議会開催後：区議会だより点字版・音声版の配付）
- ③ 施設の受付へのコミュニケーションツール<sup>※</sup>の設置
- ④ 図書館における読書バリアフリーの取組の推進
- ⑤ 図書館におけるだれもが楽しめる映画会の実施（洋画・邦画でのガイド用日本語字幕の表示）
- ⑥ 「文京区バリアフリーマップ」の冊子及びデジタルブックの発行
- ⑦ 観光リーフレットの多言語表記
- ⑧ 各避難所と緊急避難場所に掲示している避難所表示板への多言語表記
- ⑨ やさしい日本語を使った区民と外国人留学生との交流
- ⑩ 「カラーユニバーサルデザインを含む情報提供ガイドライン」を活用した多様な利用者に配慮した情報提供の推進
- ⑪ 外国人への外国語版生活便利帳の作成・配布
- ⑫ 高齢者向けスマートフォン講習会・相談会の開催

※ 音声文字化・多言語翻訳機能を有する透明ディスプレイ、遠隔手話通訳サービス、QRコード、筆談用具、コミュニケーションボード、読書補助具、拡大鏡、老眼鏡、インターホン等

また、情報バリアフリーの普及状況については、アンケート調査では、言葉の認知度は全体の4割程度となっていますが、スマートフォンが普及し、ウェブサイトや様々なアプリにより、移動や施設利用に関する情報発信が充実してきています。一方で、障害者にとっての使い勝手が十分配慮されていないことが指摘されています。

さらに、誰もが利用しやすい形式で、本の内容にアクセスできるようにすることを目的として、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称 読書バリアフリー法）」が令和2年に施行されたことを受けて、図書館や学校において読書バリアフリーの推進を図る必要があります。

これらを踏まえ、引き続き、観光・情報のバリアフリーの取組を推進するとともに、利用者の実情に応じてさらなる情報提供・コミュニケーションの促進を図り、情報格差の解消にも留意した情報バリアフリーの推進を図る必要があります。

### 3.3.3 坂道のバリアフリー

坂道のバリアフリーの推進にあたり、現行基本構想で示された内容を踏まえ、区では以下の取組を実施しています。

#### <区的主要取組>

- ① 坂道や階段への手すりや助け合い意識を喚起する標識の設置
- ② 高齢者等が休憩できるようなお休み石の設置
- ③ 滑りにくい舗装の整備

今後も引き続き、区の特徴である坂道について、バリアフリーの視点からの移動の困難を解消するような取組を行っていく必要があります。

### 3.3.4 歩行空間の安全な利用

歩行空間の安全利用の促進にあたり、現行基本構想で示された内容を踏まえ、区では以下の取組を実施しています。

#### <区的主要取組>

- ① 自転車通行空間の整備
- ② 放置自転車の撤去や自転車利用者への交通ルール・マナーの周知・啓発
- ③ 区道上の不法占用物件（許可のない看板、商品、植木鉢等）への指導

また、歩行空間の利用状況について、アンケート調査や地域懇談会において、歩きスマホや自転車の通行方法の危険性に関する意見が出ていました。

今後も引き続き、自転車通行空間整備と併せて、放置自転車対策や自転車の交通ルール・マナーの徹底、「ながら歩き」をしないなど、周知啓発に取り組むことが必要です。

### 3.3.5 バリアフリーに関する情報発信

バリアフリーに関する情報発信にあたり、現行基本構想で示された内容を踏まえ、区では以下の取組を実施しています。

#### <区的主要取組>

- ① ホームページへの基本構想に基づく特定事業等の進捗状況の掲載
- ② 「文京区バリアフリーマップ」の冊子及びデジタルブックの発行

今後も引き続き、ホームページ等を活用した誰もが分かりやすい・使いやすいバリアフリー情報の発信や、工事中や非常時の状況に応じたバリアフリー情報の提供が必要です。